

○常総衛生組合競争入札参加資格審査要綱

令和6年9月27日

常総衛生組合告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、常総衛生組合が発注する建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者（以下「有資格者」という。）に必要な資格、審査の申請等について、常総衛生組合財務規則（昭和62年常総衛生組合規則第6号）の規定により準用する常総市契約規則（平成17年水海道市規則第130号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(有資格者となることができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、有資格者となることができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされた者で、その期間を経過していないもの
- (3) 営業に関し、法律上必要とする許可、認可、登録等を受けていない者
- (4) 銀行取引が停止される等経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 第4条に規定する書類その他管理者に提出すべき書類において、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (6) 納付すべき税を滞納している者

(建設工事等の分類)

第3条 常総衛生組合が発注する建設工事等は、次により分類する。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) コンサルタント 次に掲げる業種をいう。
 - ア 測量業務
 - イ 土木関係建設コンサルタント業務
 - ウ 建築関係コンサルタント業務
 - エ 地質調査業務
 - オ 補償関係コンサルタント業務

- カ 不動産鑑定士業務
- キ 司法・行政書士業務
- ク 計量証明業務
- ケ 土地家屋調査士業務

(3) 物品・役務の提供 物品の製造の請負並びに買入れ及び役務の提供（前号に掲げるものを除く。）をいう。

（申請）

第4条 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、契約規則第5条第1項の競争入札資格審査申請書に別表に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

（資格審査の実施の時期）

第5条 資格審査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に実施するものとする。

- (1) 入札の参加資格についての定期の資格審査（以下「定期資格審査」という。）は、3年ごとに実施するものとする。
- (2) 定期資格審査の実施後において新たに資格審査を受けようとする者（既に資格審査を受けた者で、新たな業種に係る資格審査を受けようとするものを含む。）を対象として行う資格審査（以下「追加資格審査」という。）は、定期資格審査を行わない年に実施するものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、随時実施するものとする。

（資格審査の申請期間）

第6条 定期資格審査の申請は、定期資格審査を実施する年の2月1日から2月末日までの間において管理者が定める期間内に提出しなければならない。

2 追加資格審査の申請は、定期資格審査を行わない年の2月1日から2月末日までの間において管理者が定める期間内に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、管理者が定める日に行うことができるものとする。

（審査等）

第7条 管理者は、第4条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、審査の結果を書面により当該申請をした者に通知するものとする。ただし、審査の結果有資格者となった者に対する通知は、省略することができる。

（参加資格の有効期間）

第8条 定期資格審査に係る有資格者の参加資格の有効期間は、当該資格審査を実施した年の4月1日から3年後の3月31日までとする。

2 追加資格審査に係る有資格者の参加資格の有効期間は、当該資格審査を実施した年の4月1日からその日以降に最初に到来する定期資格審査を実施する年の3月31日までとする。

3 管理者は、前2項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、参加資格の有効期間を変更することができる。

(承継の申請)

第9条 有資格者から営業を承継し、当該営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で、次に掲げるものは、競争入札参加資格の承継を申請することができる。

- (1) 個人事業者が死亡した場合における当該個人事業者の相続人
- (2) 個人事業者が法人を設立した場合における当該法人
- (3) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により成立した法人
- (4) 個人事業者又は法人が営業譲渡を行った場合における営業譲渡を受けた個人又は法人
- (5) 前各号に類すると管理者が認める者

2 前項の規定により競争入札参加資格の承継を申請しようとする者は、申請書(任意様式)に、その事実を証する書類を添付して管理者に申請しなければならない。

(承継の審査等)

第10条 管理者は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、審査の結果を書面により当該申請をした者に通知するものとする。ただし、承継が認められた場合の通知は、省略することができる。

(変更届)

第11条 有資格者は、次の各号のいずれかの事項に変更が生じたときは、速やかにその事実を証する書類を添付して変更届(任意様式)により管理者に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称(委任先を含む。)
- (2) 所在地(委任先を含む。)
- (3) 代表者又は経営者の氏名(委任先を含む。)
- (4) 営業等の内容
- (5) 資本金

(競争入札参加資格の取消し等)

第12条 管理者は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者の競争入札参加資格を取り消し、名簿から抹消するものとする。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者に至ったとき

- (2) 令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされたとき（同項の規定による期間が、第8条の規定による有効期間を超える場合に限る。）
- (3) 営業に関し、法律上必要とする許可、認可、登録等が取り消され、又は失効したとき
- (4) 営業を廃止したとき
- (5) 銀行取引が停止される等経営状態が著しく不健全であると認められるとき
- (6) 第4条に規定する書類その他管理者に提出すべき書類において、虚偽の事実を記載し、又は重要な事実を記載しなかったとき

2 管理者は、前項の規定により競争入札参加資格の取消しをしたときは、速やかに、書面により当該取消しをした有資格者に通知するものとする。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項及び様式は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	添付書類
建設工事	建設業者許可証明書の写し
	経営事項審査結果通知書の写し
	登記事項証明書又は身分証明書の写し
	営業所一覧表
	工事経歴書
	技術者経歴書
	納税証明書の写し
	印鑑証明書の写し
	使用印鑑届
	委任状
	建設業（中小企業）退職金共済事業加入・履行証明書の写し
	財務諸表
	社会保険等加入状況に係る申告調書
	その他管理者が必要と認める書類
コンサルタント	許可登録証明書等の写し
	登記事項証明書又は身分証明書の写し
	業態調書

	営業所一覧表
	経営規模等統括表
	測量等実績調書
	技術者経歴書
	納税証明書の写し
	印鑑証明書の写し
	使用印鑑届
	委任状
	その他管理者が必要と認める書類
物品・役務の提供	許可登録証明書等の写し
	登記事項証明書又は身分証明書の写し
	営業所一覧表
	特約店・代理店証明書の写し
	販売実績等調書
	物品納入経歴書
	技術者経歴書
	取扱品目一覧
	納税証明書の写し
	印鑑証明書の写し
	使用印鑑届
	委任状
	その他管理者が必要と認める書類